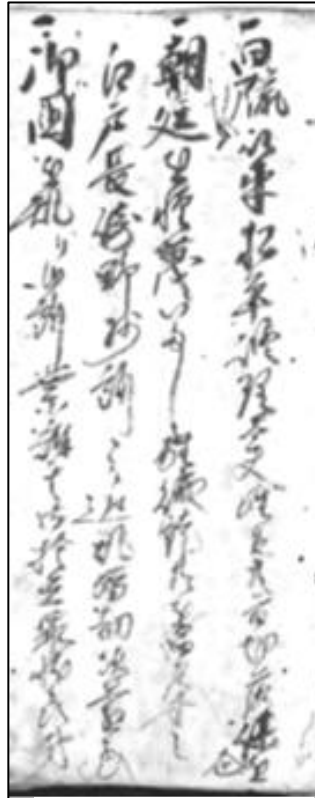


辰年御用留 慶応四年（二八六八）七月

（資料番号 御用留-33）

（二）薩賊与党の乱妨劫盜（正月十一日）

これは幕府が薩摩藩の罪状を触れ知らせたものである。寄場組合の総元締である関東取締出役から各寄場組合の役人に伝えられた。



〔積文〕

- 一 旧臘以来、松平修理大夫奸臣共首切落、謀を企
- 一 朝廷を軽蔑いたし、殊賊徒共を唱導し、
- 一 江戸、長崎、野州所々へ趣（赴）、乱妨劫盜をよび
- 一 御国を乱し候所業、難被御捨置罪状の次第
- 一 大事件尽衆儀旨、被仰出候処、去月九日突然
- 一 非常御変革を口実にいたし、奉侮
- 一 幼主、諸般御所置、糺（私）論を主張候事
- 一 主上御幼冲の折柄、先立帝御依托被為在候
- 一 摂政殿下、被廃止参内候事
- 一 私意を以、宮堂上方を恣に黜陟せしむる事
- 一 九門其外御警衛と唱え、他藩のものを煽動し、兵仗を以

慶応四年（辰年）御用留について

本御用留めは前欠とあり、正月11日付の触書から始まっている。小岩井家所蔵資料には慶応四年御用留が他に2冊あり、慶応3年末から慶応四年正月のことが書かれている。慶応四年の表紙はあるが、共に数枚のみで冊としてまとまっていない。推察するに、本辰年御用留と一体となっていたものが、何らかの事由にて切り離され、別々な資料として扱われたものと思われる。また、江川太郎左衛門役所からの触書は、上記の表紙の史料には正月5日とあるが、それ以降、本辰年御用留の5月6日まで出て来ない。

この慶応4年正月は鳥羽伏見の戦いで幕府方が敗北し、新政府軍が3月15日の江戸城総攻撃を控えて東海道を進軍し始めた時期である。幕府の傘下にある葦山代官江川は、支配する村々に農兵を組織して出兵を準備し、いろいろ触書を出していたことと思われる。しかし戦況を配慮して、これらの触書を江川が御用留から取り外す指示を出したことが推量される。他村でも同様の指示が1月16日に出されている。

宮闕に迫り候条、不憚朝廷大不敬事
一 家来浮浪の徒を語合屋敷へ屯集、江戸
市中押込強盗いたし、酒井左衛門尉人数
屯所へ炮発乱妨、其他野州相州所々焼討
劫盜および候もの証跡、分明に有之候事
右の通り候処、城州伏見辺に於て奸賊共より
理不尽に御人数へ及炮発候に付不得止、御誅戮
相成候間、其旨相心得先般申渡置候趣も有之候通、
此上は薩賊余党のもの共潜伏いたし居候はば、
速に召捕討取、可令誅戮もの也

月日

冒頭に登場する「松平修理大夫」について

島津氏29代当主、薩摩藩12代の最後の藩主島津忠義のこと。天保10年（1840）4月、島津家分家の重富家当主・島津忠教（久光）の長男として生まれる。

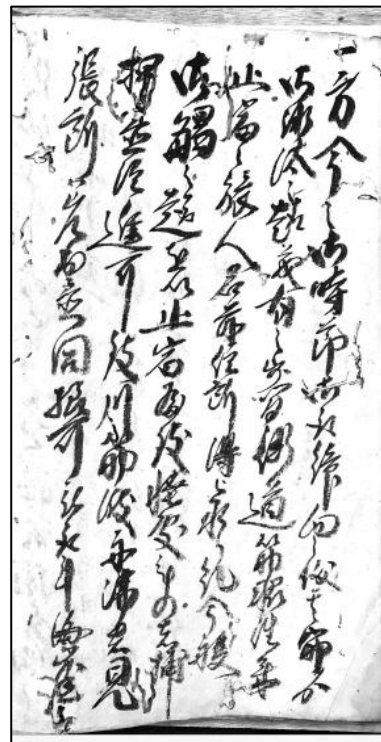
安政5年（1858）12月に襲封し、修理大夫に任じられる。14代将軍・徳川家茂から偏諱（「茂」の字を授かり、「茂久」と改名した。

討幕運動の強硬派で、大政奉還後は西郷、大久保、小松らの進言を容れ、藩兵3千を率いて上洛。王政復古の大号令に貢献し、議定に任じられて小御所会議にも参席した。



（二）街道筋の取締り（正月十二日）

関東御取締出役から薩摩の罪状を伝えると共に街道筋、脇往来の旅人など嚴重に取り締るよう伝えられている。



釈文

一方今の御時節、御取締向の儀、其筋より

御沙汰の趣も有之候間、街道筋脇往来

止宿の旅人名前住所得と承り糺、今般

御触の趣を以止宿為致、怪敷ものは捕押置

注進可致、川筋渡舟場は見張所差出置、

同様可被取計、海崖の場所は乗船上陸共

取締方、嚴重可被取計候、追々自分共廻村の上、

委細は可仰渡候得共、此段不取敢、相達候

大小惣代寄場役人申合、組合村々役人共へ

申談、無手拔様可被取計候、此廻状村名下

令請印、刻付を以急速順達、留りより

可被相返候 以上

関東御取締出役

中村政平

正月十日

百瀬章蔵

江戸に向かって進む東征大総督軍の行列

(部分)



この図は、藤沢宿大久保町の名主堀内悠久の息子郁之助（数え15歳）が進軍する行列を見て描いたと伝えられている。

大総督有栖川宮^{たるひと}熾仁親王は4月12日に藤沢宿に入り、遊行寺に宿泊、翌13日に同宿を出発した。

出所：「戊辰の横浜」（2018年7月横浜市ふるさと歴史財団発行）

一 別紙の通御書付出候間、被得其意
村名の下へ令請印、急速刻付を以
順達、留り村より可被相返候

戸塚宿

寄場

役人

正月十二日、

申中刻

釈文

今般、

御親征官軍近々御通行被遊候間、

人馬繼立方其外御世話向、

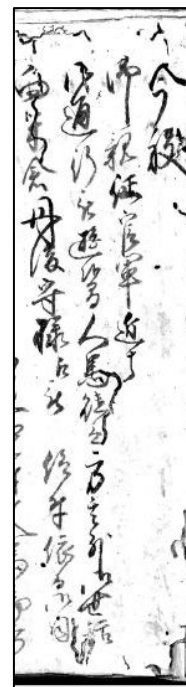
米倉丹後守様へ被仰付、依て御同家より

ご沙汰有之候間、右に付人馬勤方

請印いたし候間村々三判持参、来る四日四ツ時、

重立候役人中の内、壱人宛御出張可被成候、

其節此廻状御返却可有之候 以上

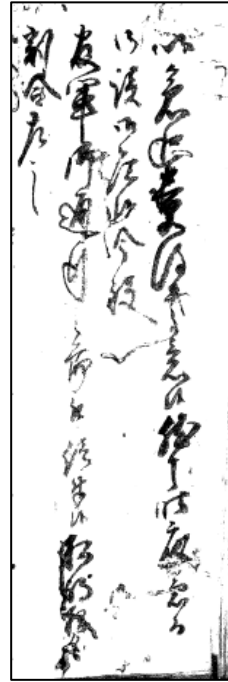


(三) 御親征軍御通行 (三月七日)

新政府軍は江戸を目指して東海道、東山道、北陸道の
三ルートを進軍した。三月には東海道軍が横浜市域に入る。
米倉丹後守より人馬繼立そのほかについて沙汰が出された。

(四) 官軍御通行仰付松明夜具割合 (三月七日)

戸塚宿助郷会所から各村々の名主衆中に松明差出しの申渡しが出された。



釈文

以急廻章得貴意候、然ば昨夜兼て

御談御座候、今般

官軍御通行の節、被仰付候松明夜具

割合左の通

一 松明 長サ四尺四、五寸より五尺迄位

廻り七、八寸位

右の振合にて左の割合の通、用意備置

右の内、四分一は来る九日本宿問屋場へ

向け御遣し可被下候、尤残りの儀は追て

御達し申上候節、御遣し可被成候

一 夜具蒲団の儀は最寄村々へ、左の通

割合いたし置候間、用意備置、追て入用

の節、宿方より可申趣候間、無差支御貸遣し可被下、

尤損料の儀は当会所にて引請

宿方より請取御渡し申候間、無御心置御貸遣し

可被成候、此廻状刻付を以早々順達、

留り御村方より、御返し可被成候 以上

三月七日

助郷

会所

一 松明九拾五本 右之内 四分一 廿三本 舞岡村

一 夜具 八通 永谷村

一 松明百拾五本 右之内 廿八本

一 夜具 八通 下野庭村

一 松明拾貳本 右之内 四本 上野庭村

一 松明四拾貳本 右之内 拾本 鍛冶ヶ谷村

一 松明四拾五本 右之内 拾壹本 中之村

一 松明四拾三本 右之内 拾本 上之村

一 松明六拾八本 右之内 拾七本 右村々

御名主衆中

(五) 村々や街道筋の取締り (三月十三日)

新政府軍のうち横浜市域を通行したのは東海道軍で、その先鋒総督は橋本実梁（さねやな）である。三月十五日に定められた江戸城総攻撃を控え、交通の要衝や多摩川の渡船場を固めた。



釈文

今般、鎌倉表へ総督橋本殿、柳原殿
御進軍に相成候、依て海岸は不及申、在村
有論（胡乱）の者、立廻り候はば早々雪之下
宿所へ、注進申べくもの也

辰三月十三日

備州
宿陣所

鎌倉郡

三浦郡

海岸附

在村々

役人中

右の通被仰出候趣、雪之下村会所より

写を以申来候間、被得其意、此廻状村名下へ、

致受印、刻付を以早々順達、留り村より可

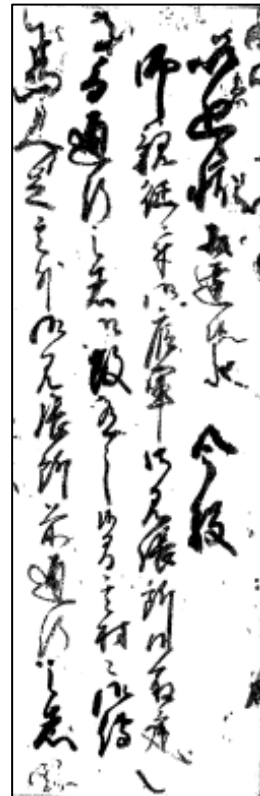
被相返候 以上

辰三月十三日 申下刻

梅澤与次右衛門

(六) 村々や街道筋の取締り (三月十八日)

三月十四日に翌日の江戸城攻撃が中止になったが、引き続き見張所前の通行の者が何村の誰かをよく調べる旨の達しが出されている。



釈文

以急廻状相達候、今般
御親征に付、御官軍御見張所、御取建
候て、通行の者御改有之候間、其村々御伝馬
人足其他、御見張所前通行の者、
何村誰何方迄罷越候趣、行返の相断通行可致候、
此段、小前末々へ不洩様御達し可被成、
此廻状、村名下へ令請印刻付を以
順達、留り村より返却可被致候、以上

辰三月十八日

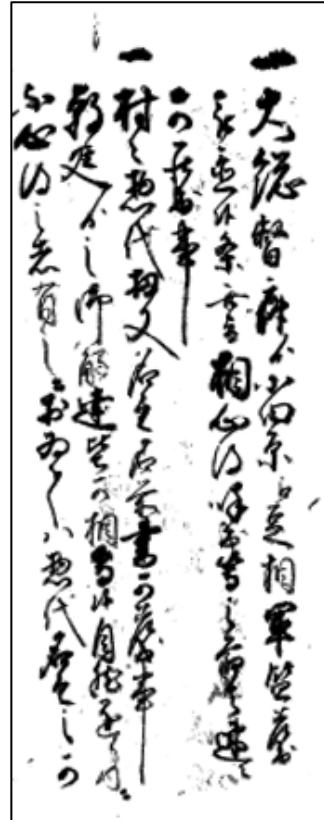
戸塚宿

問屋 所左衛門

年寄 佐助

(七) 大総督府監軍差出被置候条 (七月十三日)

四月には旧幕府脱走兵や遊撃隊が房総から真鶴に上陸するなど不穏な動きがあったため、五月に大総督府は伊豆・相模鎮撫の軍監を設置した。軍監が遊撃隊に殺害されるなどがあったため、横浜軍監安永が代わって小田原軍監になり、七月に豆相軍監となつて、新政府軍の村々取締りと新たな支配が始まつた。



釈文

- 一 大総督府より小田原へ、豆相軍監差出被置候条
此旨相心得、呼出等の節は速に可罷出事
- 一 村々惣代、扱又名主名前書可差出事
朝廷よりの御触達、堅可相守候、自然懸り内に
不心得の者、有之においては惣代名主の
可為越度候之事
- 一 脱走ものは勿論、官軍たり共無心押借等
の儀、申出候者有之候はば可召捕候、手向い
いたし候者依時宜、切捨候ても不苦候事
- 一 是迄高札は皆以取迦し候間、軍監府へ
可持出候、最早取迦しに相成居り候向々
其段可申出候事
- 一 鰥寡孤独多子病難の類、極貧者の有無、
書付を以可申出候
- 一 脱走体の者、潜居罷在候はば早速可訴出候

訴人へは為御褒美、白銀式十枚以上被下べく候
若又隠置候の儀、於露見には其家財、令没取
候儀は勿論、組合尚又名主の者へ

越度可申付候事

一 村々宿々共役人共より家々人別を改、下男

又は食客の類、其所人別帳外の者は不残出所名前を認、
何の何月より雇置候と申儀可相届候

尤右等の者、必追放いたし候儀にては無之候間、
其旨為相心得候事

但、無宿人足体の者は其所の間屋役人より

取調可申届候

一 売人たり共、出所或は商売向、分明ならざる者は
宿をかし申間敷候、且又出所差分り候ものたりとも

一 二宿目より以上は、其所の役人承届置可申事

一 関東取締方附属杯と申村方へ入込候者、
仮令大総督府の命受たる由申聞候共、

小田原出張軍監府よりの導引無之候はば
取敢申間敷、禁令触達の旨を申聞、其所に留置、

軍監局へ可相伺候、自然逃戻候体の儀有之においては
召捕差出し可申

一 自然脱走賊の類多勢群来制止難出来節は

一 其所の名主より、直に可及注進候の事
至急の儀、又は村方役々に致関係候儀は

直に仕立飛脚を以可申越候、其外相伺候儀、
致出来候節は書付を以可申越候

為其兼て村々人足継立、遅延不致様可申合置き候、
尤日々人足集置候には不及候事

右の条々相達候もの也

辰七月

小田原城出張

軍監 御印

有栖川宮^{たるひと}熾仁親王

天保6年(1835)生まれ。新政府樹立の際、最高職である総裁に就任。戊辰戦争では自ら東征大総督の職を志願し、勅許を得て新政府軍を率いた。

その一方、恭順を条件に慶喜の助命や東征中止まで意図していた。明治政府では元老院議長、陸軍大将など要職を歴任。

西南戦争では官軍のみならず、逆徒の薩摩軍をも救護する「博愛社」設立を認可し、後に日本赤十字社初代総裁を務めた。

明治28年(1895)没。享年59歳。

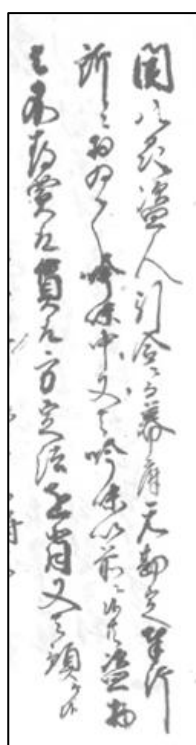


廻状を以相達申候、然ば今般、小田原城御出張
御軍監方より別紙の通、被仰渡候間、
其村々巨細に取調、名主組頭印形持参、
来る廿日、当宿方へ御出張可被成候
此廻状、刻を以早々順達、留り村より、
返脚可有之候 以上
辰七月十三日

戸塚宿
役人

(八) 主上御元服の御大札恩赦(七月二十三日)
新政府は明治天皇が正月十四日の元服に際し、それ以前の旧幕府元勘定奉行により吟味された不埒な行為の罪は咎めないと恩赦を発した。

釈文



関八州盗人引合にて、幕府元勘定奉行
所において吟味中、又は吟味以前に候共、盗物
と不存買取質取方、定法を背又は預け候
もの共、何れも不埒の至には候得共、
当正月十五日以前の分は、今般
朝政御一新

主上御元服の御大札、被為濟候御赦
に御咎御免被遊、盗物被盜主共へ預け置候
分は其俣致遣候間、難有可存事、
右の趣夫々呼出可申渡の処、遠路出府
いたすも可為難儀間、格別の訳を以触
流候条、関八州村々役人小前末々迄無洩
可報知もの也

民政

辰七月廿三日

裁判所

相州鎌倉郡

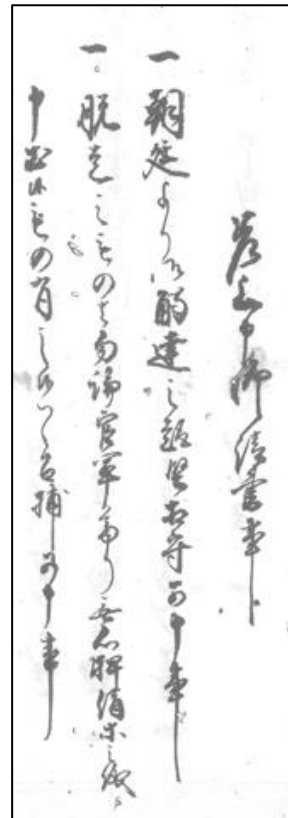
戸塚宿

組合村々

役人

(九) 差上申請書事 (七月)

豆相軍監からの指示で関東取締方付属の村々に対して当村の宗門人別帳に書かれていない他村から来て定住している者などについて詳細の書上げを差し出している。豆相軍監による村々への取締りの一環である。



釈文

差上申請書事

- 一 朝廷より御触達の趣、堅相守可申事
- 一 脱走のものは勿論、官軍たり(共) 無心押借等の儀申出候もの有之候はば、召捕可申事
- 一 是迄の御高札の儀は昨卯年四月中、堀田相模守様御預所の砌、取迦可申旨、被仰付候に付、其砌取調、村役人方に預置申候
- 一 鰥寡孤独多子病難の類、無御座候
- 一 極貧者の儀は日雇等、出相當申候
- 一 脱走体のもの潜居罷在候はば、早速可訴出事
- 一 人別の外、下男食客の者左に

辰二月より、巳二月迄一季

一 屯人 隣村小菅ヶ谷村より相雇申候 傳左衛門

辰二月より、巳二月迄一季

一 屯人 近村(永) 谷村より相雇申候 彦太郎

一 屯人 近村宮前村より相雇申候 藤 造

一 屯人 近村小菅ヶ谷村より相雇申候 紋次郎

一 屯人 同小菅ヶ谷村 相雇申候 宇太次

一 売人たり共出所不分明のもの止宿の儀、被仰渡候事

一 脱走賊の類、多勢群来制止難出来候節は其所の

名主より、直に注進可及候事

一 関東取締方付属御廻村の事

右の條々、今般被仰渡承知奉畏候、万一脱走の類

立廻り申候節は、急速御注進可奉申上候 以上

戸塚宿組合の内

相州鎌倉郡鍛冶ヶ谷村

名主

小岩井六郎兵衛

年寄

重兵衛

慶応四辰年七月

(十) 葦山代官所支配から葦山県支配へ (七月四日)

新政府により当年六月には葦山代官所は葦山県になり、代官江川英武は知県事になつてゐる。左記の文書は、この支配替を役所の名で通達してきたものである。尚、江川は慶応三年六月に幕府直轄地を葦山代官所の代官として支配していたが、慶応四年一月の幕府方敗北後、一月には新政府に恭順している。尚、八月には小田原軍監・豆相監察の安永又吉から命じられ、従来、関東取締出役が担つていた相州の取締活動を知県事が行うこととなつた。これを小田原出張監察の名で相州村々に通達している。江川の支配体制が回復したものと思われる。

今般元御代官所御預所を、当方支配所に、
被仰付候条、可得其意、別段、支配受等罷出候に不及候
此廻状、村名下へ名主令受印、早々、
順達、留り村より可相返もの也
辰 七月四日

釈文

今般、元御代官所御預所、尽、当方支配所に、
被仰付候条、可得其意、別段、支配受等罷出候に不及候
此廻状、村名下へ名主令受印、早々、
順達、留り村より可相返もの也
辰 七月四日

江川太郎左衛門

役所

武(相)州鎌倉郡

峠村始

(十一) 通用金銀銅銭の両替の触 (七月十二日)

新政府は四月に太政官が貨幣の定価を吟味し、古今通用の金、銀、銅、銭等の両替の基準を示した。左記の文書は、この基準を裁判所から葦山知県事に伝えられ、江川太郎左衛門役所として鎌倉郡各村へ通達したものである。

太政官會計局が出した貨幣取調書には、悪金吟味方法として硫黄とポットアス(カリウム)を使った硫化溜母液製法などが書かれている。

太政官
御一新、中月貨幣、定價吟味、
古今通用金銀銅銭等、別紙通
被仰出候間、支配末々迄無漏様可相触者也
慶應四年
辰閏四月
太政官

釈文

太政官
御一新に付、宇内貨幣の定価御吟味の上、
古今通用金銀銅銭等、別紙通
被仰出候間、支配末々迄無漏様可相触者也
慶應四年

辰閏四月 太政官

一慶長金 小判 百兩目方四百七拾六匁 内金四百壹匁二二六

一分判 銀七拾四匁七七四

此通貨九百五兩壹分式朱替

一武蔵判 右同断

一 乾字金 百兩目方貳百拾五目 内金貳百拾匁七三

此通貨四百七拾五兩貳分替 銀三拾九匁二七

小判

一元祿金 一分判 百兩目方四百七拾六匁 内金貳百七拾三匁〇六三

貳朱

此通貨六百三拾五兩三朱替

銀貳百貳匁九三七

一 享保金

小判 百兩目方四百七拾六匁 内金四百拾三匁〇六六
一分判 此通貨九百三拾兩壹分貳朱替 銀六拾貳匁九三四

一 古文字金

小判 百兩目方三百五拾匁 内金貳百三拾目
一分判 此通貨五百廿八兩貳分貳朱替 銀百貳拾目

一 真字貳分判

此通貨五百廿八兩貳分貳朱替
百兩目方三百五拾匁 内金百九拾七匁 四三五
銀百五拾貳匁 四六五

一 文政金

此通貨四百六拾兩替
小判 右同斷
一分判

一 壹朱金

百兩目方六百目 内金七拾貳匁三二八七
銀五百廿七匁六七壹三

一 草字貳分判

此通貨貳百廿七兩壹分三朱替
百兩目方三百五拾目 内金百七拾壹匁壹一壹
銀百七拾八匁八八九

一 貳朱金

此通貨四百四兩貳分替
百兩目方三百五拾目 内金百貳目六六六六
銀貳百四十七目三三三三三

一 五兩判

此通貨貳六拾兩三朱替
百兩目方百八拾目 内金百五拾壹目七二四
銀貳拾八目二七六

一 保字金

此通貨三百四拾貳兩壹分貳朱替
小判 百兩目方三百目 内金百七拾目三貳二六
壹分判 銀百貳拾九目六七七四
此通貨三百九拾六兩貳分壹朱替

一 正字版

小判 百兩目方貳百四拾目 内金百三拾六目二五
壹分判 銀百三目七四壹九

一 安政貳分判

此通貨三百拾七兩壹分替
百兩目三百目 内金五拾八目六六六六
銀貳百四拾壹匁三三三三

一 元祿大判

此通貨百六拾壹兩三朱替
壹枚目方四拾四匁壹分 内金貳拾六匁六壹五四
銀拾六匁二四七五
銅壹匁貳三七

一 享保大判

此通貨六拾壹兩三分三朱替
壹枚目方四拾四匁壹分 内金三拾四匁六
銀七匁九
銅壹匁六分

一 慶長大判

此通貨七拾八兩壹分替
右同斷
一枚目方三拾目 内金拾壹匁
銀拾六匁
銅三匁

一 寛永鑄錢

但 当通用拾貳文代り貳拾四文
天保百文錢一枚に付
四枚を以替

一寛永銅錢 当通用六文代り拾貳文 天保一枚に付

八枚を以替

一文久銅錢 当通用八文代拾六文 同段に付

六枚を以替

但 天保百文錢ハ是迄如如通用

右の通、

太政官より、被仰出候得共、未だ、心違ものも有之哉に付、

尚、可相達旨、裁判所において御達相成候条、

得其意、此廻状、村名下へ、名主令請印

早々、順達、留り村より、可相返もの也

江川太郎左衛門

役所印

辰七月十二日

武(相) 州鎌倉郡

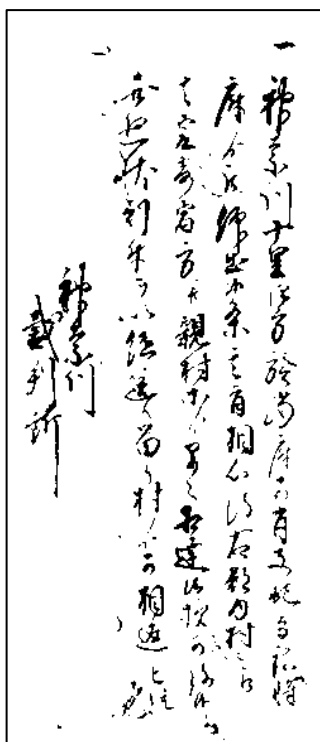
峠 始

四拾五ヶ村

上ノ村留り

(十二) 神奈川十里四方の支配 (九月一日)

この文書は、神奈川裁判所から相模国大住郡、愛甲郡、高座郡、鎌倉郡に対し神奈川十里四方は当府の支配になると鎮將府から仰せ付けられたことを伝えたものである。



〔積文〕

一 神奈川十里四方、於当府可有支配旨鎮將府より

被仰出候条、其旨相心得、右郡内村々へは

最寄宿方並びに親村等より、早々相達候様可致候

此廻状、刻付を以継送り留り村より可相返もの也

神奈川

裁判所

東海道保土ヶ谷宿より

大磯宿迄

相州大住郡

同 愛甲郡

同 高座郡

同 鎌倉郡

右寄場役人

右の通、被仰出候趣、戸塚宿寄場役人より申来

候間、被得其意此廻状、村名下へ致請印、刻付

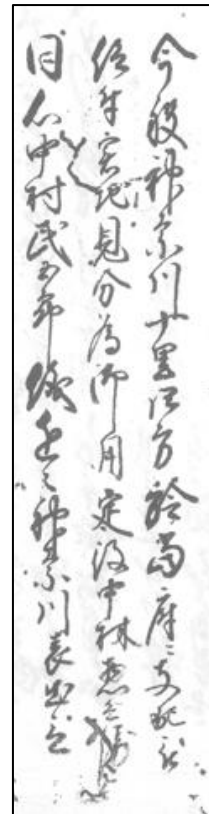
以、早々順達、留り村より返却可被成候 以上

辰九月朔日

梅澤弁吉

(十三) 神奈川府から村明細差し出しの通達 (九月五日)

神奈川府裁判所から相州鎌倉郡、三浦郡に対して各村々の明細帳、絵図面、社寺の朱印高を差し出せとの通達が出された。



〔釈文〕

今般、神奈川十里四方、於当府に支配被仰付、実地見分為、御用定役(使) 中林惣兵衛、同心中村民五郎儀、近々神奈川表出立、十里期程周囲の道筋、廻村いたし候条、於場所、左の通取調可受候

一村差出明細帳

一村絵図面 但し 神奈川 直径凡何程 隣村境等、記
路程凡何程

一 社寺相渡置候朱印高

右の通、取調廻村先へ差出すべて差支無之様可取計候、此触書早々継送、別紙調印帳へ令印形、留り村より可相返もの也

神奈川府

辰九月五日

裁判所

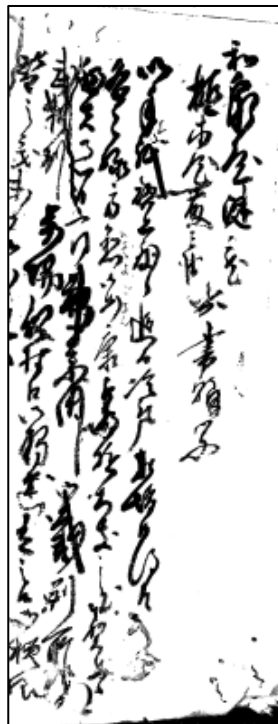
相州鎌倉郡

相州三浦郡

(十四) 神奈川府支配模様の風聞 (九月十四日)

この文書は、葦山県に出入りの商人で、葦山支配地の年貢等の取りまとめなどの実務を担っていた和泉屋と植木屋が書いた書簡の写しである。

神奈川府の「十里四方の支配の触れ」に対し、和泉屋と植木屋が各郡の寄場組合の総代に対し今後の支配所の見通しを伝えている。書簡には「鎌倉三浦両郡 武州金沢辺ハ神奈川裁判所支配相違無之、武州八王子辺村境丈ケ未タ取調中二而決滞候」とある。また、支配御方に付き希望があれば嘆願せよと伝えている。実際に相模国西部の曾根村、伊勢原村、飯山村、足柄上下郡では、神奈川府までは遠く負担が大きいと引続き葦山知県事付属の小田原軍監の支配を望む嘆願が出されている。



〔釈文〕

和泉屋健蔵

植木屋藤兵衛より書翰写

以手紙啓上致候、追々冷氣相増候得共、各々様方、愈御安康被為遊、大慶の至奉賀上候扱者、過日一同、神奈川御裁判所様より
武相州寄場組村へ御触遣有之候御模様替の義、未だ御支配御役所、表向御達し無之候得共

専の風聞有之、翰には御案内の通

鴨居御詰の御方も有之事實に候はば、

御手繰の次第も有之旁、御役所において

其筋に相伺候処、鎌倉並びに三浦両郡

武州金沢辺は無論、神奈川御裁判所御支配所

相成に相違無之、武州八王子辺村境だけ

未だ取調中にて決纏候趣に候へ共、

是迄通、以御治だけ御免御遣上、

右御村触有之、郷村付は御承知有之処、扱も、

両宿は不存申に御役所御改所、立決□に

おいても残念に被思召 尤何連、属□、

神奈川御召取分御最寄すべて御弁利に付筈の程、

難斗候得共、一応御知らせ事申上候

当方定宿の異変無之

勝手ヶ間敷義に候へ共、是迄御模様替有之節は

前以、御方より御歎願申上候次第も有之共、

相成難に候はば組合無詮候事に候共、一と先、

御歎願は如何に候哉、且は旦那様旁において

寄場重立迄、右の儀可申通旨の御内議なされし

夫役申合、持廻を以御達し申遣候

勿論、歎願の義は、強て御進め申上候義は、毛頭

無之、且は神奈川御裁判所より御触書写取

不取敢、御出府御配慮被下候

御旁共有之故、一応御通達奉申上候

乍御手数、組合村々へ御風聴被下度、奉畏候

先は右申上度得其意、如斯御座候

頓拝

辰九月十四日

和泉屋健蔵
植木屋藤兵衛

金沢寄場

永島亀一郎様

秋谷村寄場

若命源左衛門様

雪ノ下寄場

黒川庄輔様

堀内村

葉山太七様

永島庄助様

小菅ヶ谷村

梅沢与治右衛門様

鍛冶ヶ谷村

小岩井六郎兵衛様

藤沢

堀内七郎左衛門様

広瀬藤右衛門様

森 藤助様

木曾村(*)

石川縫右衛門様

追て乍御手数、右村賄方の儀、

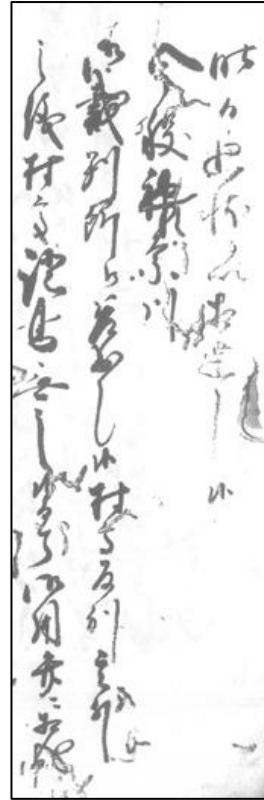
郡代に右次第様々石川様より御通達被下度、

奉願上候以上

(*)木曾村＝現在の東京都町田市

(十五) 神奈川府差出の明細帳の証拠物の持参 (九月二十四日)

この文書は、神奈川府支配下になる見込みの村々に九月五日に出された村高など明細に付き、その證書が無くては充分ではないのでその証拠物を持参せよ、と出された通達である。



釈文

昨日、廻状を以相達し候

今般、神奈川御裁判所へ差出し候村高反別其外

の儀、村方證書無之候ては御用弁に相成

り不申旨、今朝被仰渡候に付、証拠物御持参

早々御出張可被成候此廻状、刻付順達

留り村方より返却可被成候 以上

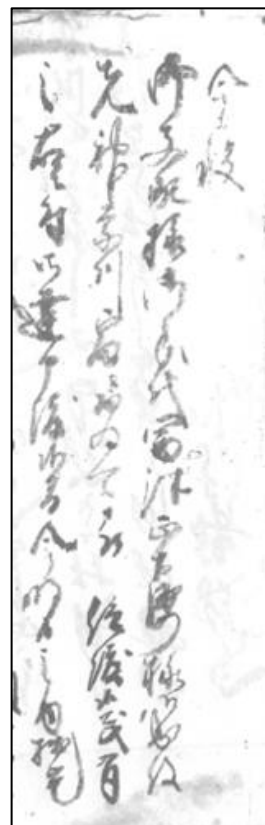
明治元辰九月廿四日

戸塚宿

役人

(十六) 江川手代富沢正右衛門からの仰渡 (三月晦日)

この文書は、江川太郎左衛門の手代である富沢正右衛門出役から神奈川宿において発出された達しを伝えるため、組合総代の梅沢与次衛門の宅に集まる旨、与次衛門の忝梅沢弁吉の名で出された廻状である。



釈文

今般、

御支配様御手代富沢正右衛門様御出役

先神奈川宿において、被仰渡候義有

之右に付御達申渡候間、明日の内拙宅

へ御出可被成此廻状、刻付を以順達

留村より、御返却可被成候 以上

辰三月晦日

梅沢弁吉

(補足説明)

本文書は日付が三月晦日となっており、冊末に後付されたものと思われる。ここには書かれていないが、内容は「小筒などの預け」に関わる事柄である。岩瀬村栗田家文書「見聞集」に本件の内容が左記のように書かれている。

『右者富沢庄(正)右衛門様神奈川江御出役二而与治右衛門御

呼出之上御談御座候右ニ付書面式通小菅ヶ谷江差出ス

覚

一 鎌倉郡小菅ヶ谷組

同村 梅沢弁吉 取集置申候

右組合村之農兵御渡し御小筒并取持筒共□打かね前書名
前者共江取集預置申候間御用之節ハ奉差上候以上

辰三月廿五日

備州御隊長

丸子村御下隊

□□

水野三郎兵衛様

吉田万治様

南石藤三郎様

□□源八郎様

草野治郎左衛門様

右御名前御方様江江川様御手代富沢正右衛門様より御掛
合

ニ相成其上三郡総代之者江神奈川宿ニ而被仰渡候 以上

鎌倉郡組合総代

公田村名主六左衛門

上之村年寄徳兵衛 兩人より』

右の栗田家文書から、本文書にある「御支配様」は代官江川太郎左衛門であること、および「御達申渡間」の御達は支配者である江川が組合村の農兵に渡した小筒や取持筒を取り集めて預かり置き、親征軍が御用の折りに差し出す旨の内容であることが分かる。

また、この御達の日付は三月二五日となっている一方、梅沢弁吉発出の本文書は三月晦日付となっており、この御達の内容を村々に周知すべく急ぎ梅沢宅に来るべき旨の廻状を出していることが分かる。

栗田家文書には、この御達の内容を鎌倉郡惣代公田村名主六左衛門、上之村年寄徳兵衛 兩人から伝えられていることが分かる文書も残っており、廻状は本文書日付の三月晦日の前後に組合惣代から発

せられたものと推量される。